

プリナップ契約 事前話し合いシート

～理想の夫婦生活を築いていきたい全てのカップルに～

一般社団法人 プリナップ協会

夫婦生活について

結婚生活は、今後、何十年も続きます。
何十年後も理想の夫婦であり続けるために
人生のビジョンを話し合しましょう。

自分達夫婦が、理想とする夫婦関係は、どのような関係でしょうか？
(当てはまるものに  (チェック) を書きこんで下さい・複数可)

夫婦は相互に
貞操を守ります。

互いに助けあ
い、互いを思
いやり、感謝
の気持ちを忘
れません。

結婚記念日
には二人で食
事をします。

(自分達らしいものが
あれば書きましょう)

仕事のこと

夫婦の働き方について、話し合みましょう。
将来のビジョンを共有し、必要があれば契約書に記載しましょう。

夫が主で働き、妻は家事をして夫を支えます。夫は妻の家事や支えに対して感謝を忘れません。

夫婦ふたりが互いの仕事を持ち、それを尊重して協力し合います。

妻が主で働き、夫は妻を支えるものとして支えます。妻は夫の家事や支えに対して感謝を忘れません。

子供のこと

将来的に子供を産むことは考えていますか？
出産について話し合みましょう。

二人で話し合い、
子供の数や予定を
たてます。

子供は作りません。
ただし二人の合意が
あった場合のみこれ
を変更できます。

育児のこと

育児の方針について話し合みましょう。
夫婦の役割分担や育児への姿勢がポイントです。

育児の方針は
二人で話し
合って決めま
す。

育児は二人が
分担します。

育児は妻が主
に行いますが、
夫も協力しま
す。

子供の行事に
は夫も妻も積
極的に参加し
ます。

住環境について

転勤が心配な方は、事前に話し合っておくと良いでしょう。

夫に転勤がある場合、妻は一緒に引越します。ただし、二人の合意を元に変更できます。

夫に転勤がある場合、妻は原則ついていきません。



お金のこと

婚姻後、給与の使い道について話し合きましょう。

婚姻後に得た収入は、
二人の共有財産と
します。

(民法ではこのように決められています)

二人の収入は常に開
示します。

お金のこと

財産について話し合みましょう。

家計は二人の共有財産とし、残りはそれぞれの固有財産にします。

婚姻後に築いた財産は、全てを共有財産とします。

夫婦どちらかの親族から譲り受け、又は相続した場合は、当人の固有財産とします。

お金のこと

現在の負債や今後の借入・連帯保証人について話し合いましょう。
当てはまる場合は、全て婚前契約書に記載することをお勧めします。

結婚前の負債は、当人の固有財産から払います。

借り入れをする際は、必ず事前に二人で話し合います。

連帯保証人になる際は、必ず事前に二人で話し合います。

親のこと

お互いの親のことについて話し合みましょう。

どちらかの両親と同居する場合は、二人の話し合いをもって決めるとします

原則、どちらの親とも同居しません。これを変えられるのは二人で合意した場合のみとします。

万が一の場合について

残念ながら、現在日本では夫婦の約三分の一が離婚を経験します。
万が一、離婚に至った場合のことについて話し合みましょう。

借金・暴力（言葉の能力を含む）・不貞行為等があった場合は、離婚協議に応じます。

離婚する原因を作った側が〇〇万円支払います。

離婚する場合、共有財産を2分の1ずつとし、離婚原因を作った方が、別途慰謝料を支払います。

万が一の場合について

万が一、離婚に至り、子供がいた場合について話し合しましょう。

裁判所の養育費算定表に応じて養育費を支払います。

子供の親権者を妻にする方向で協議します。

婚前契約書があれば 離婚協議書はいらないの？

日本では夫婦の約三分の一が離婚するという事実があります。離婚が決まった場合は、離婚協議を行います。婚前契約書で取り決めた内容に基づいて、慰謝料や財産分与を決めていきます。また、離婚時の所有不動産や親権・養育費を決め、離婚協議書を作成します。

離婚協議は意見が対立し、精神的・経済的負担も大きくなる場合も。婚前契約を交わした夫婦は、万が一離婚になっても、泥沼合戦にならず、スムーズに手続きが進む場合が多いようです。

契約不履行について

婚前契約を公正証書にすると、法的効力が発生します。
契約違反があった場合について話し合みましょう。

度重なる契約違反は、二人の結婚生活を継続するのを妨げるものとして認識し、互いに契約を守るよう努力します。

(自分達らしいものがあれば書きましょう)



ごあいさつ

今回の話し合いを通じて、お互いの価値観を共有できましたか？
おふたりの決意表明を形に残すのが、婚前契約書です。

今後、長い人生を添い遂げるパートナー同士
約束は少なく、でも堅く守られるのが良いのではないのでしょうか。

今回の話し合いの内容を全て契約書にするのではなく
カウンセリングの段階で大切なポイントに絞って契約書を作成します。

カウンセリングの際は、このシートに記入したものを
ご持参ください。それでは、次回カウンセリング日にお会いしましょう。

一般社団法人 プリナップ協会
代表理事 多田ゆり子

Contact Information

携帯 090-9136-3401 TEL/FAX 03-3697-5270 (9:00~19:00)
メール tada-yuriko@e-mail.jp